

65歳～
74歳
の方

10月から保険料の 年金天引きが始まります

対象者には、6月に送付する通知書で
お知らせします。

□口座振り替えて納付している方は、
□口座振り替えが継続されます

70歳～
74歳
の方



対象

国保に加入している世帯主で
次のすべてを満たす方

- ①世帯内の国保加入者全員が
65歳～74歳
- ②年額18万円以上の年金を受給
- ③介護保険料が年金天引き

注意

以下のいずれかに
該当する場合は対象になりません

- ①介護保険料と国保保険料の合計が、
年金支給額の1/2を超える方
- ②口座振り替えて国保保険料を納付しており、滞納がない方
(口座振り替えを解約した場合は、天引きの対象となります)
- ③新たに年金天引きの対象となる世帯主が73歳以上の場合
- ④世帯主が75歳になる年度

75歳
以上の
方がいる
世帯

保険料を軽減します

75歳以上(一定の障がいのある方は65歳以上)の方が国保
から後期高齢者医療制度に移行しても、同じ世帯の国保の
保険料がこれまでと大きく変わらないようにします。

ケース
①



夫:78歳 妻:72歳

夫婦で国保に加入。
世帯主が保険料を支払
います。

4月
から



後期高齢者
医療制度



国保

夫は国保から、後期高齢者医療制度に移行。
妻は国保に残り、その保険料を世帯主が支払います。
新しい保険証は3月末までに送付します。

保険料が
大きく変わらない
ようにします

国保の加入漏れに ご注意ください

後期高齢者医療制度の開始に伴い、現在、国保以外の社会保険・共済組
合の扶養に入っている方は、今後、ほかの家族の扶養に入る場合を除き、
国保の加入手続きが必要です。

ケース
②



夫:78歳 妻:72歳

夫の社会保険や共済組
合に妻が被扶養者として
加入。

4月
から



後期高齢者
医療制度



はちゅんやう
?

夫は社会保険や共済組合から、後期高齢者医療制度
に移行。妻はほかの家族の扶養に入る場合を除き、国
保への加入手続きが必要です。

国保に加入した
場合は、申請に
より保険料が
減額されます

ケース②の方が
保険料を減額す
るには、申請が
必要です

保険料の 仕組み

1年間の
保険料

=

〔平等割額〕

(世帯にかかる額)

1世帯 32,960円

+

〔均等割額〕

(加入者数に応じてかかる額)

20,920円×加入者数

+

※料率はすべて平成19年度医療分保険料のものです。20年度の料率は6月に決定する予定です。